

官報

号外 昭和二十四年四月三日

○第五回参議院會議錄第七号

昭和二十四年四月一日(金曜日)午後五時二十七分開議

議事日程 第六号

昭和二十四年四月一日

午後二時開議

第一 労働省婦人少年局廃止反対に関する請願

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去月三十一日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

酒類配給公團法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号)

昭和二十三年度特別会計予算補正(特第三号)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

労働者年金保険施設資金に関する質問主意書(堀井伊介君提出)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(大臣官房會計課 大槻 義公君)
(人事院事務局長 遠見 太一君)
(人事院事務局長 中山治三郎君)
(會計士管理委員會事務局長 中山治三郎君)
(大藏事務官 大藏事務官)

同日内閣總理大臣から左の者を第五國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(主計局次長) 阪田 泰二君
(主計局第一部 東條 猛猪君)
(主計局第二部 石原 周夫君)
(主計局第三部 平井 平治君)
(主計局第四部 佐藤 一郎君)
(主計局第五部 佐藤 一郎君)
(主計局第六部 佐藤 一郎君)
(主計局第七部 佐藤 一郎君)
(主計局第八部 佐藤 一郎君)
(主計局第九部 佐藤 一郎君)
(主計局第十部 佐藤 一郎君)
(主計局第十一部 佐藤 一郎君)
(主計局第十二部 佐藤 一郎君)
(主計局第十三部 佐藤 一郎君)
(主計局第十四部 佐藤 一郎君)
(主計局第十五部 佐藤 一郎君)
(主計局第十六部 佐藤 一郎君)
(主計局第十七部 佐藤 一郎君)
(主計局第十八部 佐藤 一郎君)
(主計局第十九部 佐藤 一郎君)
(主計局第二十部 佐藤 一郎君)
(主計局第二一部 佐藤 一郎君)
(主計局第二二部 佐藤 一郎君)
(主計局第二三部 佐藤 一郎君)
(主計局第二四部 佐藤 一郎君)
(主計局第二五部 佐藤 一郎君)
(主計局第二六部 佐藤 一郎君)
(主計局第二七部 佐藤 一郎君)
(主計局第二八部 佐藤 一郎君)
(主計局第二九部 佐藤 一郎君)
(主計局第三〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第三一部 佐藤 一郎君)
(主計局第三二部 佐藤 一郎君)
(主計局第三三部 佐藤 一郎君)
(主計局第三四部 佐藤 一郎君)
(主計局第三五部 佐藤 一郎君)
(主計局第三六部 佐藤 一郎君)
(主計局第三七部 佐藤 一郎君)
(主計局第三八部 佐藤 一郎君)
(主計局第三九部 佐藤 一郎君)
(主計局第四〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第四一部 佐藤 一郎君)
(主計局第四二部 佐藤 一郎君)
(主計局第四三部 佐藤 一郎君)
(主計局第四四部 佐藤 一郎君)
(主計局第四五部 佐藤 一郎君)
(主計局第四六部 佐藤 一郎君)
(主計局第四七部 佐藤 一郎君)
(主計局第四八部 佐藤 一郎君)
(主計局第四九部 佐藤 一郎君)
(主計局第五〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第五一部 佐藤 一郎君)
(主計局第五二部 佐藤 一郎君)
(主計局第五三部 佐藤 一郎君)
(主計局第五四部 佐藤 一郎君)
(主計局第五五部 佐藤 一郎君)
(主計局第五六部 佐藤 一郎君)
(主計局第五七部 佐藤 一郎君)
(主計局第五八部 佐藤 一郎君)
(主計局第五九部 佐藤 一郎君)
(主計局第六〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第六一部 佐藤 一郎君)
(主計局第六二部 佐藤 一郎君)
(主計局第六三部 佐藤 一郎君)
(主計局第六四部 佐藤 一郎君)
(主計局第六五部 佐藤 一郎君)
(主計局第六六部 佐藤 一郎君)
(主計局第六七部 佐藤 一郎君)
(主計局第六八部 佐藤 一郎君)
(主計局第六九部 佐藤 一郎君)
(主計局第七〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第七一部 佐藤 一郎君)
(主計局第七二部 佐藤 一郎君)
(主計局第七三部 佐藤 一郎君)
(主計局第七四部 佐藤 一郎君)
(主計局第七五部 佐藤 一郎君)
(主計局第七六部 佐藤 一郎君)
(主計局第七七部 佐藤 一郎君)
(主計局第七八部 佐藤 一郎君)
(主計局第七九部 佐藤 一郎君)
(主計局第八〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第八一部 佐藤 一郎君)
(主計局第八二部 佐藤 一郎君)
(主計局第八三部 佐藤 一郎君)
(主計局第八四部 佐藤 一郎君)
(主計局第八五部 佐藤 一郎君)
(主計局第八六部 佐藤 一郎君)
(主計局第八七部 佐藤 一郎君)
(主計局第八八部 佐藤 一郎君)
(主計局第八九部 佐藤 一郎君)
(主計局第九〇部 佐藤 一郎君)
(主計局第九一部 佐藤 一郎君)
(主計局第九二部 佐藤 一郎君)
(主計局第九三部 佐藤 一郎君)
(主計局第九四部 佐藤 一郎君)
(主計局第九五部 佐藤 一郎君)
(主計局第九六部 佐藤 一郎君)
(主計局第九七部 佐藤 一郎君)
(主計局第九八部 佐藤 一郎君)
(主計局第九九部 佐藤 一郎君)
(主計局第一〇〇部 佐藤 一郎君)

去月二十九日各委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は去月三十一日これを承認した。

一般労働問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称 一般労働問題に関する調査

一、調査の目的 経済九原則の厳正なる実施に伴う新たな段階に対処し職業安定法、失業保険法、労働

基準法、労働者災害補償保険法等の施行状況並びに労働委員会の事件処理状況を調査研究する。

一、利益 一般労働問題につきこれが対策の樹立及び労働関係諸法規の完全公正なる運営施行に寄與する。

一、方法 政府、労働省、使用者各代表その他各関係者から意見を聴取し資料の提出を求め、且つ必要に應じ、労働関係諸施設を視察調査する。

一、期間 今期國會開會中右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年三月二十九日 労働委員長 山田 節男

參議院議長松平恒雄殿 建設事業一般並びに國土その他諸計画に関する調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業一般並びに國土その他諸計画に関する調査

一、調査の目的 治山、治水、災害復旧、道路改修、戦災復興、住宅並びに失業救済事業のための建設等の諸問題に関する方策の樹立並びに關係諸法規の改廃について調査検討する。

一、利益 刻下の急務たる右諸問題の打開に寄與する。

一、方法 河川、道路、住宅並びに國土、地方、都市計画等及びこれ

七三

等に関連せる諸建設事業に關し廣く官民より計画、実施、成果等につき意見を聴取し、實地を調査し、資料を蒐集整備し、合理的なる方策の基礎を作るとともに關係諸法規の改訂について検討を行う。

一、期間 今期國會開會中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年三月二十九日

建設委員長 石坂 豊

参議院議長松平恒雄殿

水稲單作地帯対策に關する調査承認要求書

一、事件の名称

水稲單作地帯対策に關する調査に關する調査

一、調査の目的

農業生産の維持確保に關し、更に進んでの擴大再生産を圖ることは刻下の要務であるが、

最近の諸狀勢が農業に及ぼす影響は深刻であつて、特に彈力性のない水稲單作地帯に對しては極めて

憂慮すべき狀態である、よつてその対策を考究する。

一、利益 國家再建、民生安定の基礎の確立に寄與する。

一、方法 官廳、地方公共團體その他團體及び學識経験者等から事情及び意見の聴取、資料蒐集並びに實地調査等を行う。

一、期間 今期國會開會中

右委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年三月二十九日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

去月三十日經濟安定委員長から提出した左の調査承認要求書に對し、議長は去月の三十一日これを承認した。

日本經濟の安定と復興に關する調査承認要求書

一、事件の名称 日本經濟の安定と復興に關する調査

一、調査の目的

經濟九原則の実施に伴い、日本經濟の安定と復興のための諸方策の実施状況を実施諸條件に關する調査研究を行う。

一、利益 現下の日本經濟諸施策の具体化に資し、もつて日本經濟再建の方向を確立することができる。

一、方法 政府及び民間關係者より説明及び意見を聴取し、資料を蒐集し、必要に應じ、實地調査を行う。

一、期間 今期國會開會中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十四年三月三十日

經濟安定委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

同日委員長から左の報告書を受領した。

昭和二十四年度國會所管國立圖書館予算予定經費要求書審査報告書

昭和二十四年度四月一日以降四月十五日迄の國會所管國立圖書館暫定予算予定經費要求書審査報告書

同日商工委員會において當選した理事は左の通りである。

理事 王璽吉之丞君

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。參事をして報告いたさせます。

〔青木參事朗読〕

本日內閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員會に付託した。

地方財政法の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書を提出した。

財政法の一部を改正する法律案可決報告書

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書

會計法の一部を改正する法律案可決報告書

地方財政法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十四年度一般會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

昭和二十四年度特別會計暫定予算可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

地方財政法の一部を改正する法律案

右國會に提出する。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「三月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案について、その内容並びに委員會の審議

の経過及び結果を御報告申し上げます。

地方財政法第十條には、國と地方公共團體相互の利害に關係ある事務を行うために要する經費は、國と地方公共團體とが分担し、その種目、算定基準及び負担すべき割合は、法律又は政令で規定すべきことを定めておるのであります。その規定の円滑な運営と、法令の規定を整備するためには相当の日時を要しますので、同法附則第三十七條により、暫定的に昭和二十四年三月三十一日までの間は尙従前の例によることを規定しておるのであります。然るに政府においては、予算編成方針の決定が遅延したこと等に関連し、まだ關係法令を整備するに至らなかつたので、その期限を本年六月三十日まで三月月間延期せんとするのが本法案の内容であります。

本委員會は本日會議を開き、慎重審議の結果、諸般の情勢上この程度の延長は止むを得ないものと認め、全一致を以て本法案は可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、財政法の一部を改正する法律案、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案、会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

財政法の一部を改正する法律案、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄

財政法の一部を改正する法律案

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、

その目的に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分しなければならぬ。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定める各部局等の經費の金額又は部局等内の各項の經費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

各省各廳の長は、各目又は大蔵大臣の指定する節の經費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目的間又は節の間において、彼此移用することができない。

各省各廳の長は、前項の規定により大蔵大臣の指定する節以外の節の經費の金額については、各省各廳の長限り、当該節相互の間において、彼此移用することができる。

大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基き移用又は流用に就いて承認をしたときは、その旨を會計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基き移用については、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用した經費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

前五項に定めるものの外、歳出予算の經費の金額の移用及び流用に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、國の支出の原因となる契約その他の行為(以下支出負担行為という。)に因る所要額及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は支拂の計画に關する書類を製作して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに經費の支出状況等を勘案して、適時に、支出負担行為又は支拂の計画の承認に關する方針を製作し、閣議の決定を経なければならない。

大蔵大臣は、第一項の支出負担行為又は支拂の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び會計検査院に通知するとともに、

支拂計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

三條及び附則第一條の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

第三十五條第五項を次のように改める。

2 昭和二十三年度分の歳出予算の經費の金額の流用並びに同年度分の契約等の計画及び支拂計画に關しては、なお、従前の例による。

第一項の規定は、第十五條第二項の規定による國庫債務負担行為に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が第十五條第二項の規定により國庫債務負担行為をなす場合に、これを適用する。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

附則第一條の次に次の一條を加える。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

第一條の二 内閣は、当分の間、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目又は節に区分し難い項があるときは、同條第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目又は節の区分をしないで配賦することができる。

昭和二十四年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

前項の規定により目又は節の区分をしないで配賦した場合においては、各省各廳の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、大蔵大臣の承認を経て、目又は節の区分をしなければならない。

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

大蔵大臣は、前項の規定により目又は節の区分について承認をしたときは、その旨を會計検査院に通知しなければならない。

第三條第一項中「及び外國貿易特別会計特別会計からの繰入金」を「第二十條の二の規定による繰入金及び外國貿易特別会計特別会計からの繰入金に、同條第二項但書中「二百五十億円を」三百億円に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第二十

三條及び附則第一條の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

七五

第二十條の二 毎會計年度における第十三條の損益計算上の過剰については、同條第一項の規定にかかわらず、昭和二十二年度から第十九條に規定する別に法律で定める會計年度までの期間中は、これを貿易資金に組み入れるものとす

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

會計法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

會計法の一部を改正する法律案

會計法の一部を改正する法律

會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

會計法日次中「第三章 支出及び債務の負担」を第三章 支出負担行為及び支出に、「第二節 債務の負担」を「第二節 支出負担行為」に改める。

「第三章 支出及び債務の負担」を「第三章 支出負担行為及び支出」に改める。

第十條中「債務の負担」を「支出負担行為（財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）」に改める。

「第二節 債務の負担」を「第二節 支出負担行為」に改める。

第十一條中「契約等（財政法第三十四條第一項に規定する契約等をいう。以下同じ。）」を「支出負担行為」に改める。

第十二條及び第十三條中「契約等」を「支出負担行為」に改める。

第十三條の次に次の四條を加える。

第十三條の二 各省各廳の長又は前條の規定により支出負担行為についてその委任を受けた官吏（以下支出負担行為担当官という。）は、政令の定めるところにより、各省各廳の長の指定する官吏（以下支出負担行為認定官という。）の認定を受けた後でなければ、支出負担行為をしてはならない。

支出負担行為担当官は、前項の規定により認定を受けようとするときは、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認定官に送付してその認定を受けるものとする。

第十三條の三 各省各廳の長は、前條第一項の規定により支出負担行為認定官を指定しようとするときは、これを大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條の四 大藏大臣は、予算の執行の適正を期するため必要があるときは、各省各廳の長に対し、支出負担行為の認定に關し、必要な意見を表示することができる。

第十三條の五 支出負担行為の認定の職務は、支出負担行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合において、政令で特例を設けることができる。

第十四條に次の一項を加える。

各省各廳の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の認定を受け、且つ、支出負担行為に關する帳簿に登録されたものでなければ支出することはできない。

第二十四條に次の一項を加える。

各省各廳の長は、前項の規定により、その所掌に屬する歳出金の支出に關する事務を他の官吏に委任しようとするときは、これを大藏大臣に協議しなければならない。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 各省各廳の長又は前條第一項の規定により支出について

その委任を受けた官吏（以下支出官という。）は、政令の定めるところにより、大藏大臣の指定する官吏（以下小切手等認定官という。）の認定を受けた後でなければ、小切手又は國庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。

支出官は、前項の規定により認定を受けようとするときは、小切手又は國庫金振替書を小切手等認定官に送付してその認定を受けるものとする。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 小切手又は國庫金振替書の認定の職務は、歳出の支出の職務と相兼ねることはできない。

第四十七條中「第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏、支出官」を「支出負担行為担当官、支出負担行為認定官、支出官、小切手等認定官」に改める。

第四十八條中「契約等」を「支出負担行為、第十三條の二の規定による認定」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等及び支出に關しては、なお、從來の例による。

2 會計法第一條に規定する會計年度に屬する歳入歳出の出納に關する事務を完結すべき限度は、當分の間、翌年度八月三十一日までに繰り延べることができる。

3 大藏大臣は、會計法第二十五條の規定にかかわらず、昭和二十四年度中において小切手又は國庫金振替書の認定を大藏省令で定める日限り停止することができる。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました財政法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より四月一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。本案は、現行財政法に對し、その施行後における經驗に鑑みまして、若干の部分的改正をなさんとするものであります。即ち第一点は、從來歳入歳出予算は、目的別予算と組織別予算との二本建になつておりましたために、却つて複雑となり、予算の明確を欠く嫌いがありますので、これを組織別予算の一本とすることに改正せんとするものであります。第二点は、歳出予算は原則として各部局等の間、又は各項の間において彼此移用することができないことになつておりま

すが、予め國會の議決を経た場合はこれをなし得ることとし、他面、月又は大蔵大臣の指定する簡相互間の流用は、すべて大蔵大臣の承認を要することと改正して、予算運用の適正を期せんとするものであります。第三点は、予算の配賦方法に特例を設ける等、二三の條項の整備をたさんとするものであります。

さて、本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對し懇切なる答弁がありました。詳細は速記録によりて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、四月一日討論に入り、九鬼純一郎委員、木内四郎委員より賛成、中西功委員、天田勝正委員より反対の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。去る三月二十九日より四月一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由並びに内容について申し上げます。今回の改正の第一の理由は、貿易資金の不足を補足する

ための借入金又は融通証券の発行限度額の引上げであります。即ち現行法定の限度額は二百五十億円でありますが、昭和二十二年年度末において六十六億四

借入済となつておりますので、昭和二十三年年度における限度額の余裕金は百八十四億四であります。而して最近における貿易の状況よりして、昭和二十三年年度中における輸出物資の買入等に要する資金の支拂額は、約千九百五十億二千七百九十四万と相成るのに對して、輸入物資の買付代金等による資金の受入額は約八百六十二億三百九十四万と相成るのであります。それで、すでに述べました借入限度額を全部借入れ

ましても、尙現金支拂上約四千九百二十億三千三百九十四万の資金不足となるので、今回現行法定限度額二百五十億四を三百億四に引上げ、貿易資金の不足を補充しようとするものであります。第三の理由は、現在貿易資金特別会計の歳入歳出の決算上の過剰金は一般会計に繰入れることになつておりますが、これを貿易資金に組み入れて、その増加に充てるように改正しようとするものであります。

さて、本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月一日討論に入り、小川友三委員より賛成、中西功委員、天田勝正委員より

反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に只今議題となりました会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十九日より四月一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。從來予算の執行に關しては、小切手の認証制度等により、主として予算執行の最終段階たる支拂の面から統制を加えて來たのであります。が、今回新たに支出負担行為の認証制度を設けまして、予算執行の当初に於いて、特に指定する認証官が支出負担行為の内容を十分に審査いたしましたし、予算支出の抑制、又は適正化を図らんとするものであります。次に会計法第一條により、その年度の歳入歳出は翌年度の七月三十一日までに完結することになつておりますが、経理の実情に鑑みまして、当分の間八月三十一日まで延期せんとするものであります。さて本案審議に當りまして、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたい

と存じます。かくて質疑を終局し、四月一日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

と存じます。かくて質疑を終局し、四月一日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○議長（松平恒雄君） 財政法の一部を改正する法律案につき、討論の通告がございします。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕
○中西功君 私は日本共産黨を代表いたしましたして、只今上程されました財政法の一部改正法律案に對して反対の意見を述べんとするものであります。財政法が憲法附屬の法律であり、我が國の財政の根本をなす極めて重大な法律であることは、これは申すまでもないのであります。而も今政府はこれを改正するに當つて、この改正は極めて技術的なことであるというふうに説明してありますが、決してこれはそのような簡単なことではないのであります。我々は今度の改正が、むしろこの財政法の根本を変えてしまふ程の重大なものであると思ひますが故に、ここにその數點に亘つて、その詳細な意見を述べたいと思ひるのであります。

九十二議會において、この財政法が通過いたしましたときには時の石橋蔵相は、この財政法は、極めて民主的な財政法である、その見地から十分國民に推奨し得るところの財政法であるというふうにはつきり明言いたしました。し、當時の議員も、すべてこれを我が國の財政の民主化のために非常にいい法律であるとして、全部賛成したのであります。併しその後、この財政法がやはり種々二三回に亘つて改正されました。その改正は主として改悪の方向でありました。例えば財政法第三條の特例に關する法律のごときは、これはやはり大きな改悪であつたのであります。而も又現案にこの財政法のすべての條項が、今までの政府によつて十分履行されなかつたということも事実なものであります。それは恐らく現在の日本の經濟情勢と、それからこの財政法規との間にギャップがあるということが起るのであります。併し問題は、そのように財政法のいいところの諸面を十分に履行することができないというのには、それははいわゆるそれに當つておるところの政治勢力の無能を表明するものであります。決して、だから財政法が悪いというわけじゃないのであります。然るにこのたび民主自由黨の内閣が改悪をなそうとするのは、この現実のギャップをみずからが努力して、もつと立派な政治を布くことにより、努力することによつてこの法律の精神に合して行こうというのじゃなくて、逆に法律が悪いのであるかのごとく、財政法自体が悪いのであるかのごとくにして、これを改悪しようとするのであります。私は第一にこういふふうな態度これが一番よろしくないと思ひます。これは今日労働法規の改悪が企圖さ

れ、或いは又その他幾多の法律の改悪が企圖されつゝある場合には、憲法の諸條項さえも無視されておる現状、こゝろいふやうな一連必然的な関連があるものでありまして、我々は第一にこゝろの反動的な企圖を以て財政法のみならずあらゆる法律を改悪して行こうとする企圖に對して、第一に反對するものであります。

第二は、この財政法の改悪を説明するに當つて、政府は本當の意圖を隠しておるものであります。今委員長の説明の中にありまして、過去二年來の経験に鑑みてとか、いろいろのことが言われておりますが、實際にはそうではないのであります。むしろ根本問題は、二十四年度の予算の編成並びに執行の問題に關連してこの財政法の改悪が企圖されておることは、他の面において政府みづから語つておるところであります。それは財政法が單なる技術的なものであるならば、當然もつと早く國會に提出ができて十分な審議ができた筈であります。政府の説明がごとく、これは予算の大体の見通しが立つまでは法案を提出することができなかつたといふに説明して、おるところによりまして、これが決して過去二、三年云々に關連するだけではなくて、もつと根本的には二十四年度の予算の編成と執行に關係のあることは極めて明白であります。然るに大蔵大臣はこゝろの問題を質問されても、殆んどこの問題については答弁しようとしません。そして従つて又このたびのこの改悪の眞の企圖を、意圖をいおは隠蔽しておるわけでありまして、こゝろのことは實際にこの條文の中にある所において発見されるのであります。が、我々は先ずこゝろの政府の不明朗な意圖に對して、何よりも反對しなければいけないと思つております。

第三に、この改正の最も大いなる眼目はどこにあるか。それは各款項間の流用を許しておるということ、或いは又予算の配賦において、目節を附せなくとも配賦ができるようにしておるということ、こゝろに大きな問題があるものであります。我々が今後提出されるであろう二十四年度の予算を、新聞の傳えるところによりまして見ましただけでも、今度の予算が極めて重大な内容を持つておるということ、或いは又感じております。公共事業費が非常に大きく削減されたということ、或いは又見返り物資のこの費用が特別な會計として今後編成されて行くといふこと、或いは又膨大な價格調整費が組まれて、この予算の執行面については極めて重大な問題を持つて来るということとは誰しも知つておるところであります。若し予算の配賦、そうした問題において、政府から出されたこの説明書に書いてあるところのこの終戦処理費、賠償施設関係費、公共事業費、價格調整費、或いはその他特別會計を配賦の場合に除いたならば、一体予算の中で何が残りますか。極めて僅かな、何パーセントといふやうなものだけしかが目節を付しては渡されません。大部分が何にもなくして渡されて行く。而もこの執行に關しては極めて重大な問題を孕んでおるということは、すでに國會議員諸君がよく知るところであります。こゝろのやうなことがこの度の改正と關連しておるのであります。従つて單なる流用でないものであります。我々はこゝろいふやうな日本の政府の自主性の問題に關する重大なる問題を考えますが故に、我々はこゝろの度のような企圖に對して、もつと問題を明瞭ならしめ、そして日本國民の奮起を促さなければならぬと思つております。

更に、第四の点は、この予算がそのやうな流用や、或いは一つの項目の結果といたしまして、目的別予算をなくした点であります。石橋前大蔵大臣のいろいろの答弁を見まして、この目的別予算と部局別予算を並べて出したものこそ、予算の民主化を保持するものであると彼らは誇示しておつたのであります。然るに今やその流れを汲むところの民主自由党みづから、この目的別予算が削られて行くという歴史の悲劇を繰返しておるわけでありまして、それならばこゝろの目的別予算がなくなるということは、一体何を意味するか、皆さうは今更申し上げるまでもなく、何故に目的別予算が必要であつたか、そして又それと並んで組織別予算が必要であつたか、これは一つの政府が民主的であると共に、同時に集権的であり、即ち政策を決定するに際しては、大多數の國民の人の意見を尊重すると共に、その執行に當つては果敢に迅速に事を進ぶといふやうなこの二大條件の二大條件が、いわばこの二つの部分に現れておつたわけでありまして、特に政治家として、政党として、政府として必要なことは、何よりも如何なる經費を要するか、本當に國民のためにどんな經費を組むのか、或いは又必要な經費を組むのか、こゝろいふやうな大きなことを考えるべきなのであります。その大綱を決定するのが國會であります。こゝろのやうな大きな問題を現わすところの、政策を現わすところの、この目的別予算を今正になくそうとしておられます。(何分間やうなつもりか)と呼ぶ者あり。そしてこの予算の部局別予算だけに留めておられて、今更で非常に憂慮されておりましたやうな、新しい官僚主義がこゝろに復活することは極めて明瞭なものであります。私は、こ

のやうに目的別予算をなくすることは、政府よりの説明では如何にも技術的のこゝろのやうに説明しておるものであります。こゝろのやうな(しつかりやれ)と呼ぶ者あり。目的別予算をなくした意圖の、こゝろいふ政治方向は、明らかにその政府が如何に政策について考へていないか、政策について貧困であるか、無能力であるかといふことを非常にはつきりと示しておると思つております。我々は民主自由党がこゝろに、曾てみづから積極的に提案したやうなものを今正に踏みこじつて行くといふやうな反動政策に對しては、絶対に反対せざるを得ないのであります。最後に最も大きなことは、これは國會と執行部の問題であります。以上申しましたところによりまして、この度の國會議員の権限を少くし、そして執行部の権限を非常に大きくしておるということは、これは極めて明白であります。ます、國會の予算審議權に對して大きな制約が加えられたつておるのであります。この案に對しては、衆議院においては民主黨の人々も反對いたしました。即ち少しでも日本の民主化について關心を持たれる人ならば、こゝろのやうな國家財政の根本法が改変されて行くといふことにつきましては、反對するのは當り前だと思つております。分つたぞと呼ぶ者あり。我々はこゝろの財政法は一部改正案とは書いてありますけれども、決してこれは一部ではない、旧來の財政法の根本精神をこゝろにおいて改変しようとするものであり、全權委任法案のやうなものをこゝろで作ろうとするものであります。そゝろいふ意味において、明らかにファシヨ的な財政法の方角に向つておることを指摘せざるを得ないものであります。(そゝろいふ)

と呼ぶ者あり)以上のような理由によりまして、我々日本共產黨は、この財政法の一部改正案に對して断乎として反對するものであります。終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終了したものと認めます。これより採決をいたします。先ず財政法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案及び會計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して昭和二十四年度一般會計暫定予算、昭和二十四年度特別會計暫定予算、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

(審査報告書は都合により第十号末尾に掲載)

昭和二十四年度一般會計暫定予算右は本院において可決した。よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

〔審査報告書は都合により第十号
末尾に掲載〕

昭和二十四年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年三月三十一日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

〔黒川武雄君登壇、拍手〕

○黒川武雄君 只今議題となりました
昭和二十四年度一般会計暫定予算及び
昭和二十四年度特別会計暫定予算に關
する予算委員会における審議の経過並
びに結果を御報告いたします。

この暫定予算は、諸般の事情により
まして、昭和二十四年度本予算の編成
が遅延しましたため、財政法第三十條
の規定によりまして、昭和二十四年四
月一日から四月十五日までにおいて、
國務運営上必要止むを得ない最小限度
の経費につき編成したものでありますし
て、一般会計におきましては、歳入歳出
ともおの／＼四十六億九千万円、特別
会計におきましては、造幣局特別会計
外二十一特別会計の分を合計いたしま
して、歳入三百九十四億六千万円、歳
出三百二十八億四千万円でございます。
右のうち一般会計歳出中主なるもの
は、職員歳費二千六十万円、職員給與
十六億五千五百五十万円、旅費九千八百
五十万円、一般事務費二億八千七百八
十万円、終戦処理費十億四千万円、國債費一
億二千五百六十万円、同胞引揚費三億
四千万円、生活保護費四億六千七百九十
万円、年金及び恩給六億五千五百等ご
ざいます。而してその財源といたしま
しては、所得税のこの期間中におきま
する収入見込額を充当することになつ
ております。

次に特別会計中主なるものは、職員

給與三十六億六千六百六十万円、旅費九
千六百七十万円、事務費及び事業費二
十九億三十万円、食糧配給費二億二
百五十二億四、保険費五億三千八百七
十等でありまして、

さて本案審議に當りましては、栗山、
中西、内村、木村の各委員よりそれ、
重要事項に關し熱心なる質疑が行われ、
大蔵大臣亦懇切なる應答をなして質疑
を終え、討論に入りまして、

社会党内村委員、無所属議員の木村、
栗山同委員、共産党中西委員よりそれ
ぞれ反対意見を述べられ、これに對し
純無所属小川委員、民主党高橋委員、
民主自由党小田委員より賛成の旨いず
れも表明がありました。かくて討論を
終局し、採決の結果、多数を以て原案
通り可決すべきものと決定いたしました。
尙詳細は速記録により御承知をま
願いたします。右御報告申上げま
す。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がご
ざいます。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 日本社会党は次の三つ
の理由を以て反対を表明いたし
ます。

第一点は、この暫定予算案は、衆議院
におきまして、その手続上の違法行為
によつて、成立した予算であるからで
あります。この暫定予算案は、昨日、
即ち三十日の日に衆議院予算委員会を
通過するに際しまして、その手続上の
違法行為について野党側から警告
を受けたものであります。即ち本暫定
予算案は、財政法の重要点の改正を前
提として編成せられたものであります
が、然るにも拘わらず、この財政法が
大蔵委員会においてまだ通過しない前
において、政府及び與党は多数を以て
予算委員会を御切つて可決しておるの
であります。よやうな即ち重大なる予

算案を多数によつて御切るといふこ
と、同時に又この法律の重大なる……
即ち財政法を蹂躪しておる、國會の審
議をも無視しておる、又延いてはこれ
が憲法の精神に違反しておる、こ
ういふ重大なる警告を受けて來た
暫定予算であります。我が参議院は、
常に冷静に國民の負託に副つて審議を
いたしておるのではありませんからし
て、この衆議院の即ち違法行為に對し
ての予算を直ちに受取つて、そ
うして審議をするといふことは、衆議
院の權威上とるべき態度ではないと思
うのであります。

第二点は、審議期間が極めて短時間
であつたこととあります。この暫定予
算案は、即ち本年度の四月十五日まで
の國家歳入歳出の予算を提出せられて
おるものであります。が、この案の政府
の説明は本日なされておりました。而も
数時間の審議期間しか與えてないの
であります。かような重大なところの
國家予算の審議を、かくのごとく短時
間で審議を御付けられるといふこと
は、これは参議院の即ち審議權を輕視
するものであると思ふのであります。

第三点は、本暫定予算によつて、極
めて重要な本予算の審議期間が制限
を受けておるといふこととあります。
開くところによりまして、現内閣は二
十四年度の一般予算の編成方針の示
は、關係當局から二月の十七日に受け
ておると聞いておりました。すでに今日
に至ります期間は四十日を越してお
ります。この期間におきまして、而も
又内示せられましたところのその根本
方針につきましては、日本の今後とる
べきところの自立經濟の上におきまし
て、又國民生活の上におきまして、重
大なるいわゆる經濟九原則の精神が織
込んで指示をされておるのでありま
す。この指示に基いてこの精神を精
神

に受け入れてやれば、決して今日のこ
とき審議期間を制限するよりなる事態は
發生しないと思ふのであります。が、
この精神を歪曲して、そうして即ち國
民にでき得べからざるところの公約を
しておる。この公約そのものを無理に
又活かしやうとするため、この予算の
審議の期間というものが非常に制約を
受けておるのが現状であります。而も
この暫定予算は当然十五日までのもの
でありますからして、本予算がいつ
提出されるか分らないのであります。
が、もう本予算は、提出をされてしま
つてから四月の十五日までは、どうして
もこの本予算を審議しなくちやならな
い。いわゆる一國の政治經濟に重要で
あり、特に又國民生活上に死活の問題
を與えるところの極めて重要な本予
算が、僅か短期間の内に審議をせなく
ちやならんといふようなことは、これ
は全く前例のない即ち政府の方策であ
りまして、かくのごときことはいわ
ゆる國會の審議權を非常に尊重しない
ところの態度であると思ひまして、こ
の点につきまして、この三つの理由に
よつて本暫定案に對して反対の意を表
明するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の
通告者は終了いたしました。討論は終
了したものと認めます。これより兩案
の採決をいたします。兩案全部を問題
に供します。両案に賛成の諸君の起立
を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて兩案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、労働
省婦人少年局廃止反對に關する請願を
議題といたします。先ず委員長の報告
を求めます。労働委員会理事早川慎一
君。

労働委員会請願審査報告書第一
号
一議院の會議に付するを要するも
の。
第百九十四号 労働省婦人少年
局廃止反對に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十四年三月二十九日
労働委員長 山田 節男
参議院議長松平恒雄殿

労働委員会請願特別報告第一号
労働省婦人少年局廃止反對に關する
請願
第百九十四号 福島縣福島市本
町福島市長 佐藤元治提出
右一件の請願は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年三月二十九日
労働委員長 山田 節男
参議院議長松平恒雄殿
意見書案

労働省婦人少年局廃止反對に關する
請願
請願者 福島縣福島市本町福島
市長 佐藤元治
右の請願は
新聞その他の傳えるところによると、
労働省婦人少年局が廃止される由で
あるが、同局の施設は、着々その成
果をあげ、活ばつた活動がなされて
おり、家庭婦人及び働く婦人には、
暗夜に燈を得たように感謝されてい
る。故に同局の廃止は婦人に與える
影響が大いから、婦人及び少年の
立場を保護し民主日本再建を期する
ために、労働省婦人少年局を存置せ
られたいとの趣旨であつて参議院は、
政府が民意を取り入れた行政整理を

行つたための参考資料とせしむる意味において、閣議の大体は妥協的なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

〔早川一君登壇、拍手〕

○早川一君 只今議題となりました第五国会請願文書表第九十四号掲載の労働省婦人少年局廃止反対に関する請願について、労働委員会におきまして審議の結果並びに結果を御報告申し上げます。

請願の内容は、新聞その他により傳えられるところによると、労働省婦人少年局が廃止せられるやに聞いているが、これは婦人少年者の社会的、経済的地位の向上のために誠に由々しきことであり、廃止には絶対反対するといふ趣旨であります。労働省婦人少年局は、昭和二十二年九月一日労働省の設立と同時に設置せられたものでありまして、婦人少年課、年少労働課及び婦人課の三課及び各都道府県地方職員室から成つておるのであります。この局の任務は、次代國民の母であり、又母となるべき人々である就婦人、並びに明日の日本の運命を双肩に担つておる男女、年少労働者を過激な労働から保護し、明朗な労働環境を打ち立て、婦人年少者の福利増進と社会的経済的地位の向上を図ることにあるのであります。そして婦人少年局はこの目的に副つて、從來各省に分割されて来た婦人年少者に対する労働政策を統一整備し、その行政を一元的に遂行し、その成果は誠に大なるものがあつたのであります。労働委員会でも亦この婦人年少者に関する労働事情につきまして

は、勿論深い考慮を拂つてゐるものであります。これに直接に關連を有するところの婦人少年局の存続につきましても至大の關心を抱いておるのであります。本件につきましては、問題の重要性に鑑み、去る二十八日閣議の委員会におきまして、各委員より活潑な意見の陳述がありまして、その概要を簡単に申し上げます。

婦人年少者の労働問題並びに婦人問題が我が國の民主化のために重要な課題であることは申すまでもないことであります。よつて、これがために婦人年少者の労働に關し、今後政府がますます積極的に熱意を以て施策に當るべきであるといふことにつきましては、各委員とも意見の全き一致を見たのであります。が、委員より、この婦人年少者労働事情の問題と、婦人少年局存続に關する問題とは、別個に考えなくてはならぬ事柄であり、後者即ち婦人少年局の存続は、現在進行中の全行政機構整備の一環として、かかる観点より慎重に考究すべきものであつて、労働委員会として採り上げべきではないといふ意見があつたのであります。これに對しまして別の委員より、もとより婦人少年局の問題は、機構の問題であつて、婦人年少者労働行政という実質面とは一應切り離して考えられるが、前に申述べましたような本行政の重要性に鑑み、該局の存続は婦人年少者のよき労働環境を作るため是非とも必要であり、本件を採り上げて、行政機構整備に當つての参考意見としてこれを内閣に送付すべしとの有力な意見が表明せられたのであります。以上のごとき諸論点を中心として、活潑な意見が各委員によつて交されたのであります。が、その詳細は速記録を御覧願ひたいと存じます。

本委員会におきましては次のごとき結論を得たのであります。婦人少年局の廃止は、婦人年少者の社会的、経済的地位に與える影響が大きいから、婦人年少者の立場を保護し、民主日本再建を期するために、政府が民意を採り入れた行政整理を行うための参考資料とする意味におきまして、本件を採択し、これを院議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしましたのであります。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後六時十七分散會

○本日の會議に付した事件

- 一、地方財政法の一部を改正する法律案
- 一、財政法の一部を改正する法律案
- 一、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、會計法の一部を改正する法律案
- 一、昭和二十四年度一般會計暫定予算
- 一、昭和二十四年度特別會計暫定予算
- 一、日程第一の請願

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

- | | | | |
|---------|--------|----------|---------|
| 小川 友三君 | 宇都宮 登君 | 安達 良助君 | 高橋 啓君 |
| 江熊 哲翁君 | 小野 哲君 | 小林 勝馬君 | 中平常太郎君 |
| 加賀 操君 | 鎌田 進郎君 | 内村 清次君 | 大隈 信三君 |
| 河井 轉八君 | 來馬 琢道君 | 門屋 盛一君 | 鈴木 順一君 |
| 高良 とみ君 | 小林米三郎君 | 天田 勝正君 | 奥 主一郎君 |
| 新谷吉之助君 | 佐藤 尚武君 | 門田 定藏君 | 林 肇次郎君 |
| 新谷實三郎君 | 鈴木 直人君 | 中井 光次君 | 大野 幸一君 |
| 伊達源一郎君 | 高橋龍太郎君 | 赤松 常子君 | 島 清君 |
| 中川 以良君 | 田中耕太郎君 | 板西 勝次君 | 中野 重治君 |
| 早川 慎一君 | 野田 俊作君 | 中西 功君 | 岩間 正男君 |
| 赤木 正雄君 | 伊部 伊介君 | 兼若 傳一君 | 千葉 信君 |
| 飯田精太郎君 | 伊藤 保平君 | 木村 勝八郎君 | 堀 眞孝君 |
| 岡部 常君 | 岡本 愛祐君 | 池田 恒雄君 | 太田 眞兒君 |
| 岡元 義人君 | 山下 辰雄君 | 塚本 重藏君 | 千田 正君 |
| 九鬼教十郎君 | 山田 佐一君 | 栗山 芳雄君 | 波多野 昭君 |
| 下條 康廣君 | 宿谷 榮一君 | 河野 正夫君 | 川上 嘉君 |
| 大野秀次郎君 | 遠山 正市君 | 河野 正夫君 | 田中 利勝君 |
| 田村 文吉君 | 王龍吉之丞君 | 三好 始君 | 三木 治助君 |
| 玉屋 喜章君 | 一松 政二君 | 岩下 源吉君 | 青山 正一君 |
| 北條 秀一君 | 鶴橋眞六郎君 | 岩下 仁藏君 | 鈴木 憲一君 |
| 山口政五郎君 | 岡田喜久治君 | 大藏大臣 | 池田 勇人君 |
| 山本 勇造君 | 植竹 春彦君 | 文部大臣 | 高瀬 莊太郎君 |
| 北村 一男君 | 川村 松助君 | 厚生大臣 | 林 譲治君 |
| 淺岡 信夫君 | 堀 末治君 | 通信大臣 | 小澤 重喜君 |
| 西川 甚五郎君 | 大島 定吉君 | 建設大臣 | 益谷 秀次君 |
| 鈴木 安孝君 | 黒田 英雄君 | 國務大臣 | 青木 幸義君 |
| 寺尾 豊君 | 石坂 豊一君 | 國務大臣 | 山口喜久一郎君 |
| 榮田 政次君 | 小杉 繁安君 | 政府委員 | 中川 以良君 |
| 今泉 政喜君 | 松野 喜内君 | 經濟安定政務次官 | 中川 榮一君 |
| 黒川 武雄君 | 深川タメエ君 | 労働政務次官 | 岩谷 榮一君 |
| 木内キヤウ君 | 城 義臣君 | | |
| 深川榮左エ門君 | 星 一君 | | |
| 仲子 隆君 | 中川 幸平君 | | |
| 西山 亀七君 | 伊東 隆治君 | | |
| 佐々木鹿藏君 | 淺井 一郎君 | | |
| 廣瀬與兵衛君 | 小串 清一君 | | |
| 水久保延作君 | 平沼彌太郎君 | | |
| 尾形六郎兵衛君 | 木内 四郎君 | | |
| 鬼丸 義齋君 | 櫻内 辰郎君 | | |
| 小畑 哲夫君 | 入交 太藏君 | | |

定價二部 四四五十錢

送料実費

所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三〇一 印刷局
振替東京一九〇〇〇〇 函書課